

糸満市開発行為に関する指導要綱（平成28年糸満市告示第98号）新旧対照表

改正後	改正前
<u>（目的）</u> 第1条 この告示は、糸満市内において行われる開発行為に対し、適切な助言及び指導を行うことにより、市土の保全とその秩序ある発展を図るとともに、地域住民との紛争を未然に防止し、もって市民の福祉に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) <u>土地の区画形質の変更</u> 土地の利用目的の如何を問わず、切土、盛土又は整地によって土地の物理的形狀を変更（原則として平均土工高（開発区域内の切土量及び盛土量の合計土量を切土工及び盛土工が行われる土地の合計面積で除した値）が30センチメートル以上とする）すること。 <u>(3)～(6)</u> 〔略〕 （適用除外） 第5条 この告示の規定は、次に掲げる開発行為については、適用しない。 (1) 〔略〕 (2) 国、地方公共団体及び次に掲げる団体が行う開発行為で、集合住宅及び分譲住宅に関する開発行為でないもの ア 沖縄県住宅供給公社を除く沖縄県の外郭団体 イ 糸満市土地開発公社 ウ <u>沖縄県農業協同組合</u>	<u>（目的）</u> 第1条 この告示は、糸満市における安全で良好な地域環境を確保し、地域における現在及び将来の住民の生命、健康及び財産を保護するため、ひいては市の秩序ある発展を図るため、開発行為の承認基準その他土地の開発の適正化に関し必要な事項を定め、市土の無秩序な開発を防止し、もって市民の福祉に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 〔新設〕 <u>(2)～(5)</u> 〔略〕 （適用除外） 第5条 この告示の規定は、次に掲げる開発行為については、適用しない。 (1) 〔略〕 (2) 国、地方公共団体及び次に掲げる団体が行う開発行為で、集合住宅及び分譲住宅に関する開発行為でないもの ア 沖縄県住宅供給公社を除く沖縄県の外郭団体 イ 糸満市土地開発公社 ウ <u>糸満市農業協同組合</u>

改正後	改正前
エ 糸満漁業協同組合 オ 糸満市商工会 カ 糸満市社会福祉協議会 キ 糸満市内土地改良組合 ク 糸満市内各自治会 ケ 前各号に掲げるもののほか、これらに類する団体で市長が適当と認めるもの (3)・(4) 〔略〕 <u>(5) 沖縄県県土保全条例(昭和48年沖縄県条例第53号)に基づく開発行為</u> <u>(6) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第6号の公園事業、同法第20条第3項の許可を要する行為又は同法第33条第1項の規定による届出を要する行為</u> <u>(7) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を要する同法第4条第12項に規定する開発行為</u> <u>(8) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する工事</u> 2 〔略〕 (市長との協議) 第6条 第4条の規定に基づいて開発行為をしようとする事業主は、<u>開発行為協議申請書(様式第2号)</u>に別表に掲げる 書類を添えて提出し、開発行為について市長と協議を行うものとする。 (協議結果の通知等)	エ 糸満漁業協同組合 オ 糸満市商工会 カ 糸満市社会福祉協議会 キ 糸満市内土地改良組合 ク 糸満市内各自治会 ケ 前各号に掲げるもののほか、これらに類する団体で市長が適当と認めるもの (3)・(4) 〔略〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 2 〔略〕 (市長との協議) 第6条 第4条の規定に基づいて開発行為をしようとする事業主は、<u>開発行為を行う前に、開発行為協議申請書(様式第2号)に事業計画書(様式第3号)、委任状(様式第4号。代理人が申請する場合に限る。)、位置図、区域図、計画平面図その他市長が必要と認める書類を添えて提出し、開発行為について市長と協議を行うものとする。</u> (協議結果の通知等)

改正後	改正前
第7条 〔略〕 2 市長は、前条の協議結果を通知する際には、安全で良好な地域環境の確保のため、必要な限度において<u>意見又は条件</u>を付することができる。 3 〔略〕 （<u>協議成立の基準</u>） 第8条 市長は、第6条の規定による開発行為協議申請書の提出があった場合において、当該申請に係る開発行為が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、開発行為に係る協議成立の判断をするものとする。 （1）<u>当該申請に係る開発行為が関係する法令に照らし適法であること。</u> （2）<u>当該申請に係る開発行為に関係する課との間で必要とされる協議を行い、かつ、その承認を得ていること。</u>	第7条 〔略〕 2 市長は、前条の協議結果を通知する際には、安全で良好な地域環境の確保のため、必要な限度において_____条件を付することができる。 3 〔略〕 （<u>協議成立の基準</u>） 第8条 市長は、開発行為協議申請書の提出があった場合において、当該申請に係る開発行為が次に掲げる基準に適合しないと認めるときは、開発行為に係る協議成立の判断をしてはならない_____。 （1）<u>開発区域内の道路、広場その他の公共施設、又は公益的施設が災害の防止、通行の安全その他安全で良好な地域環境の確保に支障のないような構造及び規模又は能力で適当に配置されるように措置されていること。</u> （2）<u>開発区域の周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設が、当該開発行為の目的及び規模に照らして災害の防止、通行の安全その他安全で良好な地域環境の確保に支障のないような構造及び規模又は能力で適当に配置され、又は配置されるように措置されていること。</u> （3）<u>排水路その他の排水施設が、開発区域及びその周辺地域にいつ水、汚水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。</u> （4）<u>がけ崩れ又は土砂の流出による災害が生じないように擁壁の設置等について措置されていること。</u> （5）<u>河川流域又は沿岸海域が土砂等の流出によって汚染されないよう適切に措置されていること。</u> （6）<u>開発区域内の森林が、当該開発区域及びその周辺地域の環境の保全又は水源のかん養を図る上で適正に保存されていること。</u> （7）<u>開発区域について将来想定される需要に応じられる量の用水の確</u>

改正後	改正前
(周辺地域との調整)	保の見通しがあり、かつ、水道その他の給水施設が給水に支障のないような構造及び能力で <u>適当に配置されるように措置されていること。</u>
第１１条　事業主は、開発行為にあたり、あらかじめ開発区域の隣接地主、 <u>利害関係人及び開発区域が存する自治会</u> に対し当該事業の内容を説明し、同意を得る <u> </u> ものとする。	(8) 事業主の資力及び信用、土地の性状等からして、当該開発行為の遂行が不可能でないこと。 (周辺地域との調整)
２　事業主は、前項の同意を得ることができない場合にあっては、その理由及び経緯等を市長に説明しなければならない。	第１１条　事業主は、開発行為にあたり、あらかじめ開発区域の <u>周辺住民又は利害関係人</u> <u> </u> に対し当該事業の内容を説明し、理解を得るとともに、必要に応じて住民との協定書を締結するものとする。
３　事業主は、必要に応じて開発区域が存する自治会又は開発区域に隣接する自治会の全部又は一部との協定書を締結するものとする。	[新設]
４　開発区域の隣接地主、利害関係人、開発区域が存する自治会又は開発区域に隣接する自治会の全部又は一部と紛争が生じた場合は、誠意をもって話し合い等を行い、事業主が責任をもって解決しなければならない。	[新設]
別表（第６条関係）　〔略〕	２　開発区域の周辺住民又は利害関係人 <u> </u> と紛争が生じた場合は、誠意をもって話し合い等を行い、事業主が責任をもって解決しなければならない。
様式第１号（第５条関係）　〔略〕	[新設]
様式第２号（第６条関係）　〔略〕	様式第１号（第５条関係）　〔略〕
様式第５号（第７条関係）　〔略〕	様式第２号（第６条関係）　〔略〕
様式第６号（第９条関係）　〔略〕	様式第５号（第７条関係）　〔略〕
	様式第６号（第９条関係）　〔略〕

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行日前に、改定前の糸満市開発行為に関する指導要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。